第 10 回 うらやす景観通信

平成 25 年 10 月 16 日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954·1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

皆様のおかげでうらやす景観通信も第10回を迎 えることができました。いつもご愛読ありがとうご ざいます。

さて、第10回のテーマは「**景観計画**6 積極 的なまちづくり、景観重点区域」です。

景観重点区域とは、区域固有の景観を創出、維持 保全、改善していくため、ゾーンよりも積極的に景 観まちづくりに取り組む区域です。浦安市では美浜 一丁目・入船一丁目の「新浦安駅周辺」、日の出・ 明海・高洲全域の「新町地域」が重点区域(図1) に指定されています。



図1. 景観重点区域

指定の理由としては「新浦安駅周辺」は京葉線新 浦安駅の暫定開業に向けて、駅舎、大規模商業施設、 ホテル、集合住宅などの事業者と行政が協議を重ね て、建築物と公共施設を一体的デザインとすること で、これまでにない景観特性を持った駅前景観が創 出されたこと、「新町地域」に関しては、「地区計画」 を定めるとともに、「景観ガイドライン」を活用して、 事業者などと協議を重ね、計画的な景観誘導に積極 的に取り組んできたことが挙げられます。

これらの景観重点区域は永遠にこの場所だけとい うことではありません。NPO、公益法人、景観活動 団体等からの要請を受け景観重点区域候補として指 定したのちに、必要に応じて、見直し・更新すると ともに区域を追加することもできます。

景観重点区域になると景観条例に基づく事前協議 や景観法に基づく届出などの事務手続きが小さな規 模の建物から必要になります。それによって良好な 景観の形成が図れる一方、事務手続きには図面作成 費等の費用がかかり、建築主の負担が増えるという 側面もあります。

また、すでに市HPにてご覧いただいた方もいる かもしれませんが、10月4日は「都市景観の日」 でした。以前都市景観の日に実施された「都市景観 百選」として「新浦安駅周辺地区」、都市景観大賞「美 しいまちなみ優秀賞」として「日の出・明海・高洲 地区」が選ばれています。重点区域に設定された地 区と同じですね。



図2. 美しいまちなみ優秀賞

様々な制度の中から効率的なものを検討し、より よいまちづくりを進めていきましょう。次回は「景 観計画⑥ 景観まちづくり、元町 ver」というテー マでお送りします。